

宮城学院女子大学研究紀要に関する規程

(趣旨)

第1条 宮城学院女子大学（以下「本学」という）は、学術研究（調査・実験を含む）の成果を公表することを目的として、研究紀要を発行する。

(名称)

第2条 研究紀要の名称は「宮城学院女子大学研究論文集」（以下「論文集」という）とする。

(編集委員会の設置)

第3条 研究紀要の編集を行うために編集委員会を置く。

2 編集委員の選出は、選挙管理委員会の管掌により、「採用人事および昇任人事に関する規程」第10条に定める7部門の部門登録を準用し、各部門において1名ずつを選出する。

3 編集委員の互選により、編集委員代表1名を選出する。

4 任期は2年とし、連続2期となるとき辞退することができる。

5 編集委員に欠員が生じたときには「教授会役員選挙規程」第24条により補充する。

(編集委員会の任務)

第4条 編集委員会は次の各号の任務を遂行する。

- 一 編集に関する業務。
- 二 寄稿論文掲載の可否の決定。
- 三 寄稿論文の査読にあたって、編集委

員が必要と認めた場合には、査読委員を委嘱することができる。

(投稿資格)

第5条 論文集に寄稿することができる者は、次の通りとする。

- 一 本学専任教員および契約教員
- 二 本学専任教員の推薦により、編集委員会の承認を受けた者

(執筆規定)

第6条 執筆規定については別に定める。

(発行)

第7条 論文集は原則として年2回（6月・12月）定期発行する。

2 特別な企画がある場合は、特別号を発行できるものとする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は編集委員会を経て教授会の議を必要とする。

附則

1 本規程は、2003年11月19日より施行する。

2 発行号数は文化学会「研究論文集」の号数を連続させるものとする。

宮城学院女子大学研究論文集 117号

発行日 2013年12月31日

発行所 宮城学院女子大学
紀要編集委員会
編集委員代表 田 中 一 裕

所在地 宮 城 学 院 女 子 大 学 内
(〒981-8557) 仙台市青葉区桜ヶ丘9-1-1

印刷 川 嶋 印 刷 (株) 仙 台 営 業 所
(〒984-0065) 仙台市若林区土樋8

バルメゾン土樋707
